一般社団法人日本経頭蓋集束超音波治療学会
定款施行細則

第1章　総 則

（目的）

第１条 本定款施行細則（以下「本細則」という。）は、一般社団法人日本経頭蓋集束超音波治療学会（以下「本法人」という。）の定款の施行、その他本法人の管理運営につき必要な事項を定める。

第2章　会 費

（年会費）

第２条 会員は次の年会費（年額）を納入しなければならない。

会員の種別	年会費（年額）
正会員	5,000 円
施設会員	一口 100,000 円（一口以上）
準会員	3,000 円
賛助会員	一口 100,000 円（一口以上）
名誉会員	3,000 円

（年会費の免除）

第３条 定款第８条第３項の規定により登録された施設会員所属のメディカルスタッフの準会員会費については前条に定める年会費を免除とする。

（年会費の納期）

第４条 会員は、毎事業年度、本法人からの会費納入の通知後１４日以内に前条の区分に応じて、本法人の指定する方法で年会費全額を納入しなければならない。

（中途入会の会費及び納期）

第５条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の年会費についても、原則２条に定める年会費全額の納入を必要とする。ただし、代議員会の決議により、入会時期等の諸般の事情を鑑み、年会費を減額することができる。

２ 中途入会の場合の前項の会費の納期については、前条と同様とする。

（会員資格の更新）

第６条 会員は、会員の種別の変更、または退会の意思表示をしない限り、翌年度以降も自動的に当該年度の同種別の会員資格を更新したものとみなす。

（再入会）

第７条 定款第１２条第１号の規定により会員資格を喪失した者から再入会の申込があった場合については、未納分の会費全額及び当該年度の年会費を理事長の指定する期日までに全額納付した場合に限り、再入会を認めるものとする。

第3章　代議員の選任

（新任代議員）

第８条 本法人の代議員となるには、理事会が定めた任期満了に伴う代議員の改選時、または第 10 条に定める追加選任の際の代議員募集時に、正会員の立候補又は現職代議員による推薦により、あるいは施設会員の代表者又は代表者が指名した者（以下「施設代表者等」という。）が所定の届出を直近の定時代議員会の 1 か月前までに事務局に提出し、定時代議員会で承認されなければならない。

また事務局は定款施行細則第８条に基づき、任期満了となる代議員に対し、再任意思の事前確認を行う。

２ 立候補者又は被推薦者、並びに施設代表者等は、以下の資格要件を具備していなければならない。ただし、施設代表者等は第１号、第４号の資格要件は不要とする。

（１）引き続き３年以上本法人の正会員であり、かつ会費を完納していること。
なお、会員歴には任意団体「日本経頭蓋 MR ガイド下集束超音波治療研究会」の会員歴を含むものとする。

（２）満 70 歳未満であること。

（３）経頭蓋集束超音波治療に関する知識、業績（論文、学会発表等)、もしくは実績（業務経験、役職等）を有していること。

（４）所属の大学、専門施設において教授又は施設長の地位を有すること、もしくは現職の代議員２名以上の推薦があること、あるいは任意団体「日本経頭蓋 MR ガイド下集束超音波治療研究会」において、世話人の地位を有していたこと。

（再任代議員）

第９条 事務局は、定款第 15 条第１項の規定により任期満了となる代議員に対し、再任を希望する者の資格審査を行う。

２ 代議員が任期満了となる定時代議員会の年に再任の意思の調査を行い、再任希望者に関しては第８条に定める資格審査を行うものとする。

（代議員選任の特則）

第 10 条 理事会は、運営強化のための増員、あるいは著しい代議員数の減少など、代議員の補充、追加選任をする必要があると判断した場合には、代議員の任期満了による改選時期に限らず、代議員会を開催し、代議員の補充、追加選任を行うことができる。

第4章　役員の選任及び理事の定年

（役員の選任及び理事の定年）

第 11 条 本法人の役員(理事･監事)となるには、理事会が定めた任期満了に伴う改選時に、代議員からの立候補者又は現職理事による推薦を受けた者が所定の届出を直近の通常理事会の 1 か月前までに事務局に提出し、通常理事会の承認を経て、定時代議員会において選任する。ただし再任を妨げない。また事務局は定款第 28 条に基づき、任期満了となる役員に対し、再任意思の事前確認を行う。

2　定款第 32 条 1 項に定める理事の在任は、満 70 歳に達した日の属する任期が満了するまでとし、 以後再任はしない。

第5章　定款施行細則の改廃

（改廃）

第 12 条 本細則の改正又は廃止は、代議員会の決議による。

第6章　雑 則

（規定外事項）

第 13 条 本細則に規定のない事項については、代議員会又は理事会の決議により制定する内規による。

附則 1　第 2 条の会費については、2024 年 8 月 6 日改正日後に請求する会費より適用する。

2023 年 12 月 16 日施行
2024 年 8 月 6 日改正
2026 年 6 月 30 日改正